

・産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況
(平成13年度実績)

1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査(平成13年度実績)による〕

1. 調査方法

(1) 調査対象機関 47都道府県、51保健所設置市

(2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2. 調査結果の概要

平成14年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で22,201施設(前年度20,537施設)となっており、前年度より1,664施設(前年度比約8.1%)増加している。(表1-1参照)

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	件 数 (平成14年4月1日現在)	平成13年度		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	19,474 (17,787)	1,505	187	702
汚泥の脱水施設	6,671 (6,715)	241	56	227
汚泥の乾燥施設(機械)	230 (234)	15	1	19
汚泥の乾燥施設(天日)	83 (88)	1	0	6
汚泥の焼却施設	708 (709)	32	11	27
廃油の油水分離施設	265 (264)	7	4	4
廃油の焼却施設	641 (646)	29	6	35
廃酸・廃アルカリの中和施設	186 (178)	15	2	2
廃プラスチック類の破砕施設	699 (617)	91	19	10
廃プラスチック類の焼却施設	1,573 (1,708)	38	10	171
木くず又はがれき類の破砕施設	5,972 (4,091)	978	60	60
コンクリート固型化施設	45 (47)	0	0	1
水銀を含む汚泥のばい焼施設	7 (7)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	235 (245)	0	1	8
P C B 廃棄物の焼却施設	0 (0)	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	10 (5)	6	0	1
P C B 廃棄物の洗浄施設	3 (0)	3	0	0
その他の焼却施設	2,146 (2,233)	49	17	131
最終処分場	2,727 (2,750)	28	16	46
遮断型処分場	41 (41)	0	0	0
安定型処分場	1,661 (1,674)	17	9	32
管理型処分場	1,025 (1,035)	11	7	14
合 計	22,201 (20,537)	1,533	203	748

- 注) 1. 「木くず又はがれき類の破砕施設」は、平成13年2月から許可対象施設に加わっている。
2. ()内は前年度の調査結果

(1) 中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,474 施設となっており、前年度との比較では 1,687 施設（前年度比 9.5%）の増加となっている。中間処理施設のうち汚泥の脱水施設が 34.3%、木くず又はがれき類の破碎施設が 30.7%、その他の焼却施設が 11.0%を占めている。（新規の焼却施設数については、図1-1のとおり。）

(2) 最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,727 施設となっており、前年度との比較では 23 施設の減少となっている。（新規施設数については、図1-2のとおり。）

(参考) 産業廃棄物処理施設の推移

図1-1 焼却施設の新規許可件数

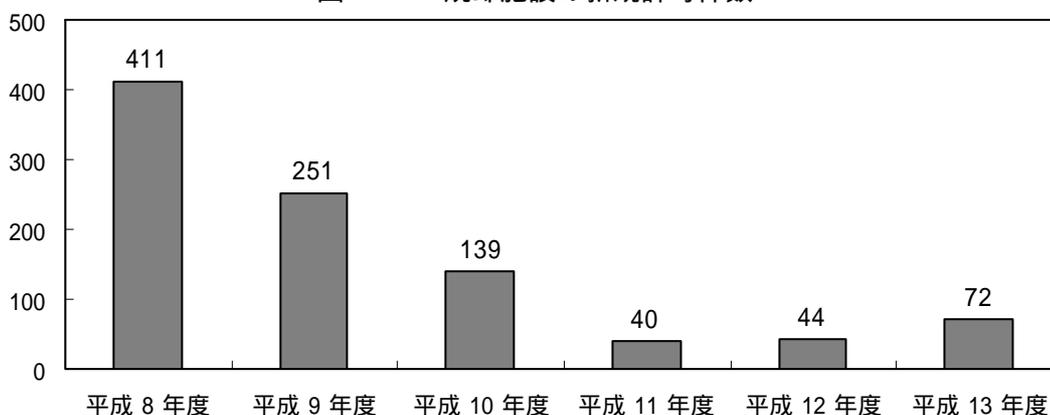
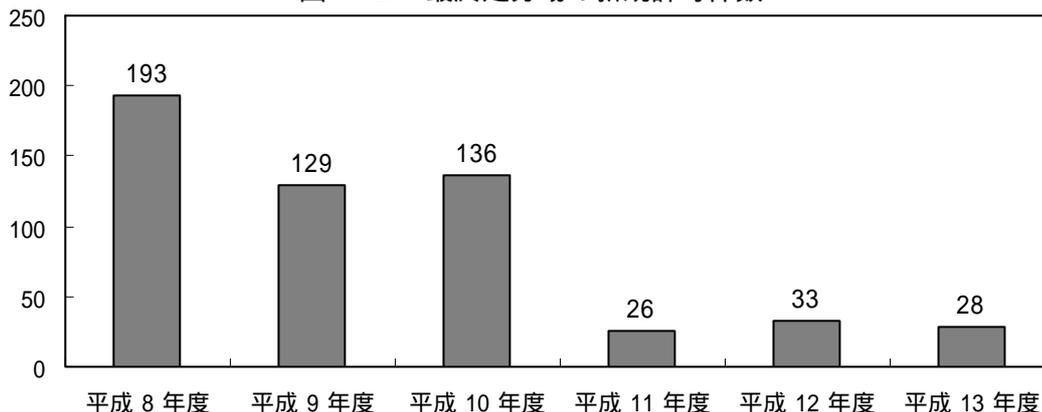


図1-2 最終処分場の新規許可件数



注1 平成8年度のデータは、新規施設許可数である。

注2 平成9年度以降のデータは、新規施設数であり、焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で1としているため、平成13年度について、表1-1の数値とは一致しない。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成13年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、51 保健所設置市
- (2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物処理業の許可の状況

平成14年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より14,765件増加し、193,314件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、18,796件であった。

（図2-1、表2-1参照）

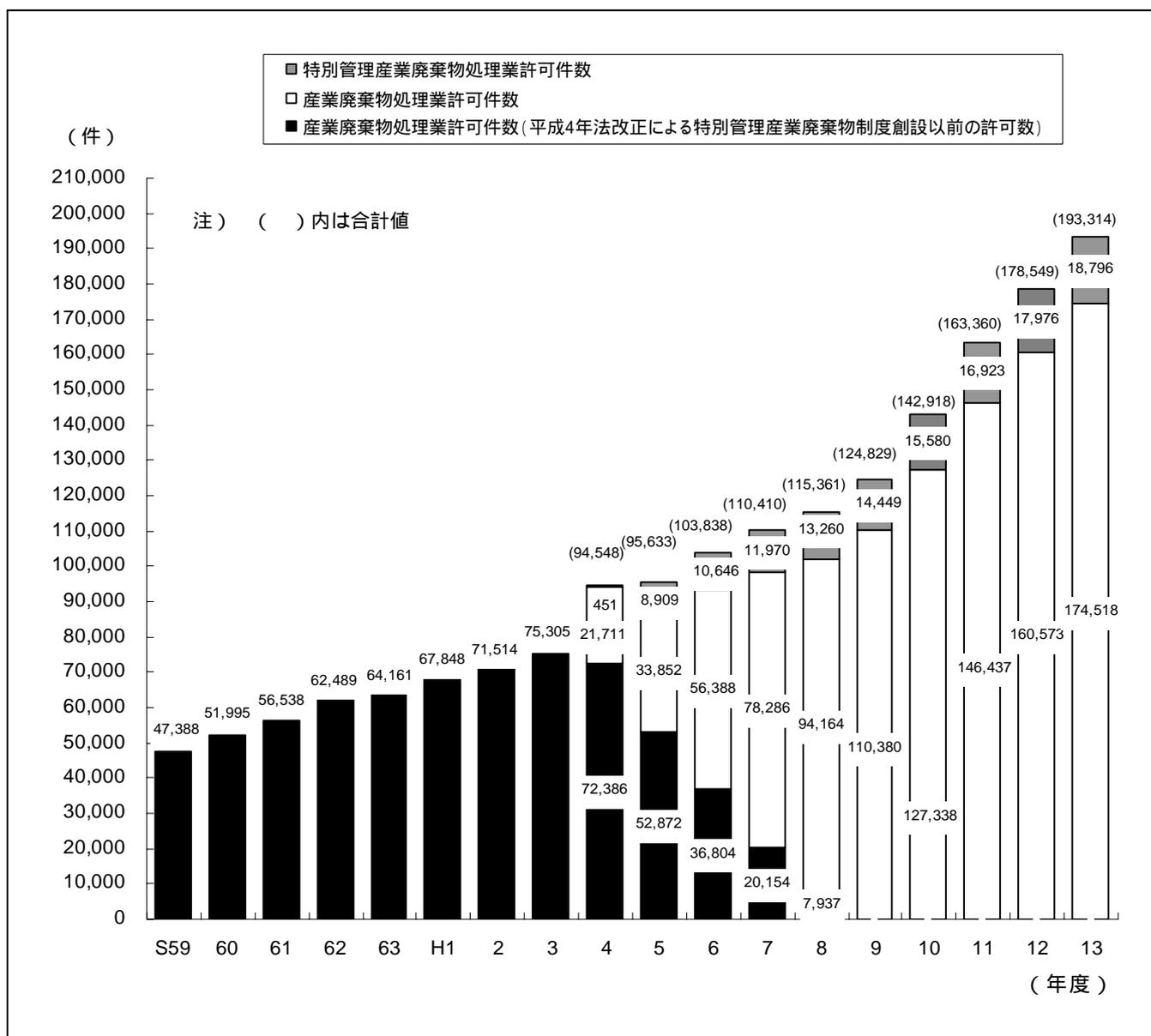


図2-1 許可件数の経年変化

表 2 - 1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 14 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
174,518	18,796	193,314

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 14 年 4 月 1 日現在)	平 成 1 3 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	163,912 (150,921)	20,715 (18,508)	16,432 (16,587)
積替あり	6,067 (9,138)	533 (483)	1,122 (727)
積替なし	157,845 (141,783)	20,182 (18,025)	15,310 (15,860)
処 分 業	10,606 (9,652)	934 (1,176)	1,449 (1,411)
中間処理のみ	9,069 (8,118)	914 (1,135)	1,211 (1,157)
最終処分のみ	756 (805)	17 (38)	99 (118)
中間・最終	781 (729)	3 (3)	139 (136)
合 計	174,518 (160,573)	21,649 (19,684)	17,881 (17,998)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 14 年 4 月 1 日現在)	平 成 1 3 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	17,956 (17,148)	1,391 (1,385)	940 (1,040)
積替あり	807 (1,073)	49 (47)	43 (39)
積替なし	17,149 (16,075)	1,342 (1,388)	897 (1,001)
処 分 業	840 (828)	41 (20)	45 (47)
中間処理のみ	776 (764)	38 (20)	43 (42)
最終処分のみ	32 (35)	3 (0)	1 (1)
中間・最終	32 (29)	0 (0)	1 (4)
合 計	18,796 (17,976)	1,432 (1,405)	985 (1,087)

注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。

2. ()内は、前年度の調査結果である。

(2) 産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成13年度における産業廃棄物処理業の廃止(全部廃止)の届出件数は合計1,911件であった。

(表2-2参照)

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数(平成13年度)

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,669	242	1,911

(内訳)

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	1,467 (1,382)	218 (148)
積替あり	146 (84)	15 (9)
積替なし	1,321 (1,298)	203 (139)
処分業	202 (168)	24 (28)
中間処理のみ	162 (136)	19 (27)
最終処分のみ	34 (27)	5 (1)
中間・最終	6 (5)	0 (0)
合計	1,669 (1,550)	242 (176)

注) ()内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成13年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、51 保健所設置市
 (2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2. 調査結果の概要

平成13年度における法第19条の立入検査件数は、129,096件（前年度118,188件）であった。

また、平成13年度における行政処分については、法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は341件（前年度227件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は35件（同23件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し・改善命令・停止命令）の合計は91件（同50件）、法第19条の3の命令（改善命令）は179件（同108件）、法第19条の5の命令（措置命令）は115件（同45件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件であった。（表3-1参照）

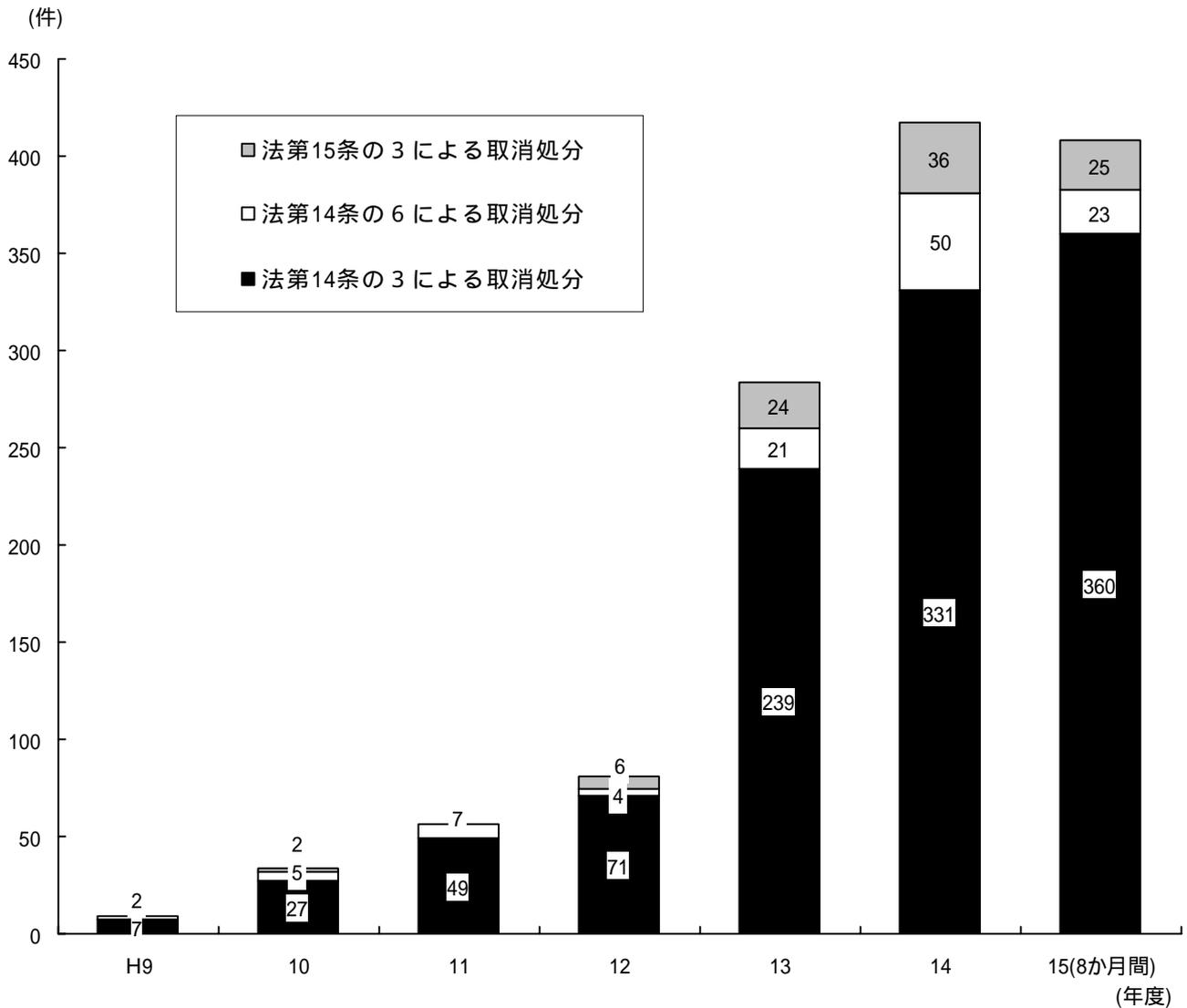
表3-1 行政処分等の件数（平成13年度）

処 分 等 の 内 容		件 数	
立入検査等	法第18条の報告徴収	45,028 (16,929)	
	法第19条の立入検査	129,096 (118,188)	
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告	8 (0)	
	法第12条の6に係る指導	683 (1,094)	
行政処分	法第14条の3による処分 〔産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	341 (227)	
		取消し	239 (71)
		全部停止	97 (152)
		一部停止	5 (4)
	法第14条の6による処分 〔特別管理産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	35 (23)	
		取消し	21 (4)
		全部停止	11 (16)
		一部停止	3 (3)
	法第15条の3による処分 〔産業廃棄物処理施設の 許可取消し・改善命令・停止命令〕	91 (50)	
		取消し	24 (6)
		改善命令	44 (31)
		停止命令	23 (13)
	法第19条の3の命令（改善命令）	179 (108)	
法第19条の5の命令（措置命令）	115 (45)		
法第19条の6の命令（措置命令）	0 (-)		

注) ()内は、前年度の調査結果である。

(参考) 取消処分の推移

図3 1 取消処分件数の経年変化



注) 1. 平成14年度及び15年度の数值は、都道府県及び保健所設置市に対し別途実績を調査した結果である。

2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年12年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。

(参考資料)

1. 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
中間処理施設	10,579	11,018	11,226	11,683	11,976	14,625	14,007	13,854	17,787	19,474
汚泥の脱水施設	5,985	6,193	6,250	6,416	6,440	6,653	6,631	6,724	6,715	6,671
汚泥の乾燥施設（機械）	205	198	192	208	212	216	215	228	234	230
汚泥の乾燥施設（天日）	72	100	95	97	91	90	85	88	88	83
汚泥の焼却施設	522	514	529	546	569	706	739	721	709	708
廃油の油水分離施設	285	285	287	287	273	278	270	263	264	265
廃油の焼却施設	534	522	535	552	583	670	686	667	646	641
廃酸・廃アルカリの中和施設	234	242	177	180	161	169	165	174	178	186
廃プラスチック類の破砕施設	272	281	301	340	372	418	464	528	617	699
廃プラスチック類の焼却施設	1,993	2,122	2,170	2,331	2,445	2,575	2,002	1,848	1,708	1,573
木くず又はがれき類の破砕施設									4091	5,972
コンクリート固化施設	63	55	54	51	52	50	48	46	47	45
水銀を含む汚泥のばい焼施設	3	2	5	5	5	6	6	6	7	7
シアン化合物の分解施設	278	286	275	266	245	263	253	246	245	235
PCB 廃棄物の焼却施設								0	0	0
PCB 廃棄物の分解施設								2	5	10
PCB 廃棄物の洗浄施設								0	0	3
その他の焼却施設	133	218	356	404	528	2,531	2,443	2,313	2,233	2,146
最終処分場	2,636	2,687	2,720	2,804	2,920	2,951	2,972	2,749	2,750	2,727
遮断型処分場	37	37	40	44	44	45	43	41	41	41
安定型処分場	1,609	1,639	1,676	1,688	1,776	1,805	1,834	1,669	1,674	1,661
管理型処分場	990	1,011	1,004	1,072	1,100	1,101	1,095	1,039	1,035	1,025
合 計	13,215	13,705	13,946	14,487	14,896	17,576	16,979	16,603	20,537	22,201

2. 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況（平成14年4月1日現在）

都道府県	中間処理施設		最終処分場
		うち焼却施設	
北海道	1,141	237	405
青森県	332	83	42
岩手県	322	73	53
宮城県	375	101	28
秋田県	257	65	21
山形県	347	110	29
福島県	452	150	80
茨城県	538	181	95
栃木県	354	99	20
群馬県	308	75	41
埼玉県	402	186	10
千葉県	716	186	51
東京都	317	31	5
神奈川県	795	201	29
新潟県	687	169	117
富山県	390	53	33
石川県	195	47	27
福井県	192	71	18
山梨県	151	34	3
長野県	450	107	35
岐阜県	407	94	57
静岡県	979	253	216
愛知県	1,213	326	170
三重県	584	138	41
滋賀県	377	93	49
京都府	247	61	15
大阪府	574	126	16
兵庫県	949	213	75
奈良県	100	60	30
和歌山県	143	36	10
鳥取県	134	36	20
島根県	204	56	32
岡山県	410	98	50
広島県	556	208	145
山口県	477	135	100
徳島県	192	92	17
香川県	202	60	60
愛媛県	509	119	51
高知県	127	47	19
福岡県	556	170	87
佐賀県	224	60	48
長崎県	289	43	33
熊本県	347	79	55
大分県	272	63	45
宮崎県	264	73	69
鹿児島県	370	52	47
沖縄県	47	18	28
全国計	19,474	5,068	2,727

3. 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
法第18条 報告徴収	17,383	7,527	15,647	27,611	24,806	30,915	24,900	28,936	16,929	45,028
法第19条 立入検査	55,499	61,892	68,384	73,033	71,862	86,749	99,558	111,715	118,188	129,096
法第12条の5 勸告	0	3	1	1	0	0	0	0	0	8
法第14条の3 許可の取消し	3*	15	5	12	8	7	27	49	71	239
法第14条の3 停止命令	27*	47	39	81	47	40	50	61	156	102
法第14条の6 許可の取消し	3	7	3	3	1	2	5	7	4	21
法第14条の6 停止命令	12	24	20	6	6	3	4	8	19	14
法第15条の3 許可取消し	0	0	0	0	0	0	2	0	6	24
法第15条の3 改善命令	2*	2	3	4	12	10	32	56	31	44
法第15条の3 停止命令	1*	1	1	7	4	5	7	11	13	23
法第19条の3 改善命令	12	79	34	31	50	68	118	173	108	179
法第19条の5 措置命令	73*	12	3	9	13	15	44	29	45	115
法第19条の6 措置命令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

* 法の改正（平成4年7月4日施行）以前の該当する処分等（平成4年度は改正法上の件数と積算）である。

【平成12年度データの一部修正について】

前回公表した調査結果のうち、一部のデータに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

．産業廃棄物広域再生利用指定等に関する状況（平成14年度実績）

1．産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物について、製造・販売事業者が広域的に回収、再生利用を行う場合、製造・販売事業者の申請により、対象廃棄物と事業者を環境大臣が指定し、環境大臣の指定を受けた者について処理業の許可を不要とする制度が設けられている。平成14年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成14年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表 - 1 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成14年度実績）

指定産業廃棄物	回収量（t）		指定数	
廃タイヤ	304,811	(269,650)	2	(2)
石膏ボード、石膏製品	144,279	(119,705)	2	(2)
廃パチンコ台 ^{注1}	16,574	(20,597)	9	(9)
窯業系サイディング	16,556	(10,568)	5	(5)
情報通信機器又は情報処理機器	9,406	(10,337)	12	(6)
軽量気泡コンクリート	3,125	(2,403)	3	(3)
工業用研削砥石	1,792	(2,113)	3	(3)
ドナーフィルム	181	(202)	1	(1)
ロックウール	728	(384)	6	(6)
グラスウール	422	(380)	4	(4)
パーティクルボード	1,849	(1,241)	1	(1)
実験用動物輸送容器	350	(178)	2	(2)
住宅屋根用化粧スレート	1,330	(264)	2	(2)
ゾノライト系けい酸カルシウム	160	(15)	1	(1)
クリーニング用ハンガー	9	(3)	1	(1)
プラスチック製雨樋	1	(0)	1	(1)
木毛セメント板	1	(0)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	11	(0)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン板	0	(0)	1	(0)
ビニル系床材	0	(0)	1	(0)
合計	501,585	(438,040)	59	(51)

注) 括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

^{注1} 廃パチンコ台は20kg/台として換算

2. 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不用とする制度が設けられている。平成14年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

なお、廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し利用する場合及びコークス炉においてコークスと炭化水素油に再生し利用する場合が認定の対象として他に定められているが、平成14年度の実績はない。

表 - 2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成14年度)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた廃棄物の数量	認定業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用 ^{注1}	(0 t) 1,122 t	(0 t) 355,710 t	(0 t) 0 t	(0) 18
シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた汚泥を高規格堤防(スーパー堤防)の築造材として再生利用	(87,123 m ³) 34,444 m ³	(42,783 m ³) 14,744 m ³	(7,651 m ³) 0 m ³	(4) 3

注) 括弧は前年度実績を示す。

^{注1} 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

(参考資料)

1. 広域再生利用指定業者の指定状況(平成16年2月27日現在)

指定番号	指定年月日	指定産業廃棄物	指定を受けた者
1	平成7年8月22日	廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る収集運搬)	日本タイヤリサイクル協会
2	平成7年8月22日	廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る処分)	日本タイヤリサイクル協会
3	平成11年5月11日	使用済みドナーフィルム製品	富士写真フィルム(株)及び運送会社45社
4	平成11年5月11日	使用済み実験動物輸送容器	岐阜プラスチック工業(株)及び運送会社8社
5	平成11年10月1日	軽量気泡コンクリート製品の廃材	住友金属鉱山シボレックス(株)及び運送会社12社
6	平成11年10月26日	ロックウール製品の廃材	松下電工(株)及び日東紡績(株)並びに運送会社5社
7	平成12年5月19日	窯業系サイディング製品の廃材	ニチハ(株)及び運送会社16社
8	平成12年9月22日	窯業系サイディング製品の廃材	旭硝子外装建材(株)及び旭硝子(株)並びに運送会社3社
9	平成12年11月6日	住宅屋根用化粧スレート製品の廃材	(株)クボタ及び運送会社28社
10	平成12年11月6日	窯業系サイディング製品の廃材	(株)クボタ及び運送会社7社
11	平成12年11月6日	工業用研削砥石の廃材	(株)ニートレックス及び運送会社6社
12	平成13年1月5日	クリーニング用ハガキ製品の廃材	マルソー産業(株)及びクリーニング材料販売業者439者並びに運送会社42社
13	平成13年1月5日	ロックウール製品の廃材	川鉄ロックファイバー(株)及び運送会社1社
14	平成13年6月8日	使用済み実験動物輸送容器	三甲(株)及び運送会社9社
15	平成14年1月7日	グラスウール製品の廃材	旭ファイバーグラス(株)及び運送会社6社
16	平成14年1月7日	プラスチック製雨樋の廃材	松下電工(株)及び運送会社19社
17	平成14年1月18日	ロックウール製品の廃材	新日化ロックウール(株)及び運送会社12社
18	平成14年1月24日	木毛セメント板の廃材	竹村工業(株)及び運送会社3社
19	平成14年9月9日	グラスウール製品の廃材	(株)マグ及び東洋ファイバーグラス(株)並びに運送会社7社
20	平成14年10月17日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	デルコンピュータ(株)及び運送会社14社
21	平成14年10月18日	ゾルライト系無酸加シム製品の廃材	日本インシュレーション(株)及び運送会社4社
22	平成14年10月18日	軽量気泡コンクリート製品の廃材	クリオン(株)及び旭硝子建材(株)並びに運送会社11社
23	平成14年10月30日	グラスウール製品の廃材	(株)ワンワールド及び運送会社4社
24	平成14年10月30日	パーティクルボード製品の廃材	日本ノボパン工業(株)及び運送会社26社
25	平成14年12月11日	情報処理機器及び通信機器が産業廃棄物となったもの	(株)東芝及び運送会社127社
26	平成14年12月11日	押し出し発泡ポリスチレン板の廃材	ダウ化工(株)及び運送会社28社
27	平成14年12月11日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	セイコーエプソン、(株)エプソンダイレクト(株)及びエプソン販売(株)並びに運送会社12社
28	平成14年12月20日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	松下電器産業(株)及び運送会社4社
29	平成14年12月26日	工業用研削砥石の廃材	クレノートン(株)及び運送会社等36者

指定番号	指定年月日	指定産業廃棄物	指定を受けた者
30	104	平成15年3月4日 ビニル系床材の廃材	東リ(株)、アキレス(株)、タキロン(株)、(株)タジマ、日東紡績(株)、フクビ化学工業(株)、富双合成(株)、ロンシール工業(株)、広化東リフロア(株)、盟和産業(株)及び白頭化成(有)並びに運送会社3社
31	113	平成15年3月20日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	アップルコンピュータ(株)及び運送会社等24社
32	116	平成15年3月31日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	三洋電機(株)及び運送会社14社
33	119	平成15年5月7日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	(株)ナナオ及び運送会社19社
34	120	平成15年5月7日 ロックウール製品の廃材	日東紡績(株)及び運送会社34社
35	121	平成15年5月12日 金属樹脂複合板の廃材	三菱化学産資(株)、(株)アルポリック及び運送会社6社
36	122	平成15年6月3日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	ソニー(株)及び運送会社等99社
37	123	平成15年6月5日 ポリエステル繊維製品(使用済みユニフォーム)が産業廃棄物となったもの	(株)チクマ及び運送会社2社
38	125	平成15年6月30日 石膏ボードの廃材	チヨダウーテ(株)及び運送会社83社
39	127	平成15年6月30日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	三菱電機イノヴェーションテクノロジ(株)、Iマイシー三菱電機ビジュアルシステム(株)及び運送会社18社
40	129	平成15年8月19日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	日本サムスン(株)及び運送会社18社
41	130	平成15年8月25日 木質系乾式二重床製品及び木質系内装壁製品が産業廃棄物となったもの	株式会社ブリヂストン、パーティクルボードメーカー2社及び指定運送会社21社
42	132	平成15年9月1日 窯業系サイディング製品の廃材	松下電工株式会社、松下電工外装株式会社及び運送会社21社
43	133	平成15年9月1日 住宅屋根用化粧スレート製品の廃材	松下電工株式会社、松下電工外装株式会社及び運送会社20社
44	135	平成15年9月25日 ロックウール製品の廃材	ニチアス(株)及びニチアスセラテック(株)並びに運送会社7社
45	136	平成15年9月30日 事務機器及び情報処理機器が産業廃棄物となったもの	ミノルタ(株)、ミノルタ販売(株)及び運送会社66社
46	137	平成15年10月23日 情報処理機器が産業廃棄物となったもの	シャープ(株)及び運送会社17社
47	138	平成15年10月23日 タイル、ブロック、衛生陶器の廃材	(株)I N A X 及び運送会社37社
48	139	平成15年10月28日 廃パチンコ機及び廃パチスロ機	北海道遊技機商業協同組合(加盟67社、製造メカ含む)及び運送会社等30社
49	140	平成15年10月28日 廃パチンコ機及び廃パチスロ機	東北遊技機商業協同組合(加盟等70社、製造メカ含む)及び運送会社等42社
50	141	平成15年10月28日 廃パチンコ機及び廃パチスロ機	東日本遊技機商業協同組合(加盟等242社、製造メカ含む)及び運送会社等69社
51	142	平成15年10月28日 廃パチンコ機及び廃パチスロ機	中部遊技機商業協同組合(加盟等94社、製造メカ含む)及び運送会社等55社

指定 番号	指定年月日	指定産業廃棄物	指定を受けた者
52	平成15年10月28日	廃パチンコ機及び廃パチスロ機	関西遊技機商業協同組合(加盟等134社、製造メ-カ-含む)及び運送会社等47社
53	平成15年10月28日	廃パチンコ機及び廃パチスロ機	中国遊技機商業協同組合(加盟等87社、製造メ-カ-含む)及び運送会社等32社
54	平成15年10月28日	廃パチンコ機及び廃パチスロ機	四国遊技機商業協同組合(加盟等65社、製造メ-カ-含む)及び運送会社等33社
55	平成15年10月28日	廃パチンコ機及び廃パチスロ機	九州遊技機商業協同組合及び日本遊技機工業組合(加盟計143社)及び運送会社42社
56	平成15年10月28日	押出法ポリスチレンフォーム製品	鐘淵化学工業株式会社、九州カネライト株式会社及び指定運送会社8社
57	平成15年10月31日	事務機器及び情報処理機器が産業廃棄物となったもの	キヤノン販売株式会社、キヤノン株式会社、キヤノン電子株式会社、キヤノンファインテック株式会社及び指定運送会社53社
58	平成15年11月4日	情報処理機器及び通信機器が産業廃棄物となったもの	沖電気工業株式会社、株式会社沖データ、株式会社沖電気カスタマアドテック及び指定運送会社30社
59	平成15年11月7日	電子部品製造装置が産業廃棄物となったもの	株式会社ディスコ及び運送会社12社
60	平成15年11月10日	事務機器及び情報処理機器が産業廃棄物となったもの	富士ゼロックス(株)、販売会社34社及び運送会社等279社
61	平成15年11月17日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	富士通株式会社及び指定運送会社26社
62	平成15年11月19日	ポリオレフィン系床材製品の廃材	日東紡績(株)及び運送会社4社
63	平成15年11月25日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	日本ユニシス株式会社及び指定運送会社18社
64	平成15年11月25日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	カシオ計算機株式会社及び指定運送会社304社
65	平成15年11月26日	軽量気泡コンクリート製品の廃材	旭化成建材株式会社及び運送会社4社
66	平成15年11月26日	表面保護フィルム製品の廃材	日東電工株式会社及び運送会社41社
67	平成15年11月26日	石膏製品の廃材	吉野石膏(株)、関連会社13社及び運送会社130社
68	平成15年11月28日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	(株)日立製作所、日本アイ・ピー・エム(株)及び運送会社541社
69	平成15年11月28日	押出発泡ポリスチレン及び押出発泡ポリエチレン製品の廃材	株式会社ジェイエスピー及び運送会社33社
70	平成15年11月28日	情報処理機器が産業廃棄物となったもの	日本電気(株)及び関連会社4社並びに運送会社63社
71	平成15年11月28日	ロックウール製品の廃材	大建工業(株)及び西日本ダ'ケソ'ダ'ケソ(株)並びに運送会社24社
72	平成15年11月28日	窯業系サイディング製品の廃材	大建工業(株)及び東日本ダ'ケソ'ダ'ケソ(株)並びに運送会社34社
73	平成15年11月28日	発泡ポリスチレン及び押出発泡ポリスチレン製品の廃材	積水化成成品工業(株)及び運送会社8社
74	平成15年11月28日	グラスウール製品の廃材	パラマウント硝子(株)及び運送会社17社
75	平成15年11月28日	工業用研削砥石の廃材	(株)リクカバニミテ及びリクカボンテッドアプレジ並びに運送会社94社

2. 再生利用認定業者の認定状況（平成16年2月27日現在）

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再生の方法	適用
平成14年	第1号	H14.1.22	西松建設株式会社 (西松・日産・松村特定建設工事共同企業体)	汚泥(シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた無機性のものに限る。)を脱水及び解砕し、高規格堤防の築造材として利用する。	H14.10.4 事業終了
	第2号	H14.9.24	株式会社熊谷組 (熊谷・三ツ和・ユードイケー特定建設工事共同企業体)	汚泥(シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた無機性のものに限る。)を脱水及び解砕し、高規格堤防の築造材として利用する。	H15.9.5 事業終了
	第3号	H14.10.3	八戸セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第4号	H14.12.18	敦賀セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
平成15年	第1号	H15.1.9	住友大阪セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第2号	H15.1.9	三菱マテリアル株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第3号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社土佐工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第4号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社佐伯工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第5号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社藤原工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第6号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社上磯工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第7号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社大船渡工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第8号	H15.1.27	太平洋セメント株式会社埼玉工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第9号	H15.2.3	太平洋セメント株式会社津久見工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第10号	H15.2.3	住友大阪セメント株式会社高知工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第11号	H15.2.24	秩父太平洋セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第12号	H15.2.24	太平洋セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第13号	H15.2.24	香春太平洋セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第14号	H15.2.24	明星セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第15号	H15.3.14	三菱マテリアル株式会社横瀬工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第16号	H15.3.14	日立セメント株式会社日立工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第17号	H15.3.31	新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	
	第18号	H15.3.31	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再生の方法	適用
	第19号	H15.3.31	新日本製鐵株式会社君津製鐵所	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	
	第20号	H15.3.31	新日本製鐵株式会社名古屋製鐵所	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	
	第21号	H15.4.30	三菱マテリアル株式会社岩手工場	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第22号	H15.9.8	三洋アクアテクノ株式会社	シリコン汚泥（半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。）を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	
	第23号	H15.11.5	新日本製鐵株式会社広畑製鐵所	廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品（ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。）を鐵鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鐵鋼製品の原材料として使用する。	
平成16年	第1号	H16.1.19	麻生セメント株式会社	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	
	第2号	H16.1.27	株式会社奥村組（奥村・フジタ特定建設工事共同企業体）	汚泥（シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた無機性のものに限る。）を脱水及び解砕し、高規格堤防の築造材として利用する。	

なお、平成14年以前にも、平成10年に3件、平成11年に1件、平成12年に2件、平成13年に2件の実績があるがいずれの事業も現在終了している。